

平成30年度 安曇野市一般会計予算

平成30年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,270,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市税		11,676,062
	1 市民税	5,511,700
	2 固定資産税	5,227,961
	3 軽自動車税	310,400
	4 市たばこ税	580,000
	5 入湯税	46,001
2 地方譲与税		480,000
	1 地方揮発油譲与税	153,000
	2 自動車重量譲与税	327,000
3 利子割交付金		17,000
	1 利子割交付金	17,000
4 配当割交付金		37,000
	1 配当割交付金	37,000
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000
6 地方消費税交付金		1,700,000
	1 地方消費税交付金	1,700,000
7 ゴルフ場利用税交付金		33,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
8 自動車取得税交付金		129,000
	1 自動車取得税交付金	129,000
9 地方特例交付金		60,000
	1 地方特例交付金	60,000
10 地方交付税		10,000,000
	1 地方交付税	10,000,000
11 交通安全対策特別交付金		13,600
	1 交通安全対策特別交付金	13,600
12 分担金及び負担金		690,093
	1 分担金	25,806
	2 負担金	664,287
13 使用料及び手数料		347,125
	1 使用料	184,650
	2 手数料	162,475

(単位 千円)

款	項	金 額
14 国庫支出金		3,787,856
	1 国庫負担金	2,765,832
	2 国庫補助金	985,897
	3 国庫委託金	36,127
15 県支出金		2,214,359
	1 県負担金	1,161,768
	2 県補助金	814,992
	3 県委託金	237,599
16 財産収入		53,640
	1 財産運用収入	53,638
	2 財産売却収入	2
17 寄附金		300,002
	1 寄附金	300,002
18 繰入金		2,089,975
	1 特別会計繰入金	0
	2 基金繰入金	2,089,975
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		1,414,888
	1 延滞金・加算金及び過料	13,001
	2 預金利子	100
	3 貸付金元利収入	972,814
	4 受託事業収入	4,010
	5 雑入	424,963
21 市債		5,167,400
	1 市債	5,167,400
歳 入	合 計	40,270,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		249,348
	1 議会費	249,348
2 総務費		4,387,335
	1 総務管理費	3,559,437
	2 徴税費	511,801
	3 戸籍住民基本台帳費	194,534
	4 選挙費	84,348
	5 統計調査費	7,481
	6 監査委員費	29,262
	7 公平委員会費	472
3 民生費		12,992,174
	1 社会福祉費	6,677,649
	2 児童福祉費	5,439,791
	3 生活保護費	874,234
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,502,473
	1 保健衛生費	1,180,250
	2 清掃費	1,007,661
	3 上水道費	314,562
5 労働費		60,354
	1 労働費	60,354
6 農林水産業費		1,834,341
	1 農業費	800,330
	2 林業費	419,877
	3 耕地費	613,949
	4 水産業費	185
7 商工費		1,824,602
	1 商工費	1,824,602
8 土木費		5,679,709
	1 土木管理費	286,379

(単位 千円)

款	項	金 額
	2 道路橋梁費	1, 529, 459
	3 河川費	37, 319
	4 都市計画費	3, 772, 173
	5 住宅費	54, 379
9 消防費		1, 431, 126
	1 消防費	1, 431, 126
10 教育費		3, 916, 924
	1 教育総務費	848, 473
	2 小学校費	1, 172, 898
	3 中学校費	487, 617
	4 幼稚園費	79, 987
	5 社会教育費	1, 011, 933
	6 保健体育費	316, 016
11 災害復旧費		6, 000
	1 土木施設災害復旧費	2, 000
	2 農林水産施設災害復旧費	4, 000
12 公債費		5, 335, 614
	1 公債費	5, 335, 614
13 予備費		50, 000
	1 予備費	50, 000
歳 出 合 計		40, 270, 000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
「会議録調製事務及び会議録印刷製本業務」及び「委員会等記録作成業務」	平成31年度まで	9,820
安曇野市議会だより印刷業務	平成31年度まで	2,910
LGWAN系パソコン賃貸借	平成31年度から平成35年度まで	28,333
福岡市東区交流事業	平成31年度まで	1,836
土地評価システム化業務委託	平成31年度から平成32年度まで	13,716
明科南認定こども園建設工事監理業務	平成31年度まで	10,919
明科南認定こども園建設工事	平成31年度まで	528,915
生産設備取得補助事業	平成31年度から平成32年度まで	133,332
地域経済牽引企業工場用地取得補助事業	平成31年度から平成32年度まで	133,333
信州安曇野ハーフマラソン実行委員会補助金	平成31年度まで	25,500
街路整備事業（吉野線事業用地取得(第2期)）	平成31年度から平成33年度まで	27,000
新総合体育館建設工事監理業務	平成31年度から平成32年度まで	45,100
新総合体育館建設工事	平成31年度から平成32年度まで	3,428,555
地盤及び地震動に関する調査業務	平成31年度まで	5,437
小学校情報システム関連経費（穂高南・穂高北・穂高西小学校パソコン等リース）	平成31年度から平成35年度まで	74,061
中学校情報システム関連経費（穂高東・穂高西中学校パソコン等リース）	平成31年度から平成35年度まで	49,473

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	1,500,000	証書借入	3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
旧合併特例事業債（総務債）	374,000	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（民生債）	530,100	同上	同上	同上
施設整備事業債（民生債）	327,800	同上	同上	同上
借換債（民生債）	569,900	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（衛生債）	262,500	同上	同上	同上
借換債（衛生債）	229,700	同上	同上	同上
公共事業等債（農林債）	43,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（商工債）	117,100	同上	同上	同上
公共事業等債（土木債）	464,100	同上	同上	同上
旧合併特例事業債（土木債）	294,300	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債（土木債）	36,000	同上	同上	同上
防災対策事業債（消防債）	22,700	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債（消防債）	2,600	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債（教育債）	218,800	同上	同上	同上
借換債（教育債）	174,100	同上	同上	同上

平成30年度 安曇野市国民健康保険特別会計予算

平成30年度安曇野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,470,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1, 924, 200
	1 国民健康保険税	1, 924, 200
2 使用料及び手数料		1, 200
	1 手数料	1, 200
3 県支出金		7, 441, 886
	1 県補助金	7, 441, 885
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		1, 575
	1 財産運用収入	1, 575
5 繰入金		862, 926
	1 他会計繰入金	662, 926
	2 基金繰入金	200, 000
6 繰越金		200, 000
	1 繰越金	200, 000
7 諸収入		38, 639
	1 延滞金及び過料	13, 051
	2 預金利子	1
	3 貸付金元利収入	2, 000
	4 受託事業収入	14, 680
	5 特定健診等個人負担金	5, 770
	6 雑入	3, 137
歳 入	合 計	10, 470, 426

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		40,217
	1 総務管理費	28,734
	2 賦課徴収費	10,034
	3 運営協議会費	435
	4 趣旨普及費	1,014
2 保険給付費		7,405,057
	1 療養諸費	6,315,529
	2 高額療養費	1,030,011
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	33,617
	5 葬祭諸費	5,400
	6 精神諸費	20,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,645,840
	1 医療給付費分	1,871,275
	2 後期高齢者支援金等分	583,361
	3 介護納付金分	191,204
4 保健事業費		200,024
	1 保健事業費	13,670
	2 特定健康診査等事業費	186,354
5 積立金		101,576
	1 積立金	101,576
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		8,348
	1 償還金利子及び還付加算金	8,348
8 予備費		69,363
	1 予備費	69,363
歳 出 合 計		10,470,426

議案第33号

平成30年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,134,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		846, 226
	1 後期高齢者医療保険料	846, 226
2 使用料及び手数料		96
	1 手数料	96
3 国庫支出金		629
	1 国庫補助金	629
4 繰入金		286, 299
	1 一般会計繰入金	286, 299
5 繰越金		97
	1 繰越金	97
6 諸収入		1, 013
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 預金利子	1
	3 雑入	1
	4 償還金及び還付加算金	1, 000
歳 入 合 計		1, 134, 360

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,558
	1 総務管理費	48
	2 徴収費	5,510
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,127,702
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,127,702
3 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		1,134,360

平成30年度 安曇野市介護保険特別会計予算

平成30年度安曇野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,215,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		2,010,837
	1 介護保険料	2,010,837
2 使用料及び手数料		320
	1 手数料	320
3 国庫支出金		2,112,975
	1 国庫負担金	1,571,744
	2 国庫補助金	541,231
4 支払基金交付金		2,434,537
	1 支払基金交付金	2,434,537
5 県支出金		1,310,737
	1 県負担金	1,253,071
	2 県補助金	57,666
6 サービス収入		10,941
	1 介護予防給付費収入	10,941
7 財産収入		975
	1 財産運用収入	975
8 繰入金		1,334,087
	1 一般会計繰入金	1,252,203
	2 基金繰入金	81,884
9 繰越金		3
	1 繰越金	3
10 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	3
	3 延滞金・加算金及び過料	1
歳 入	合 計	9,215,417

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		97,047
	1 総務管理費	13,417
	2 徴収費	6,132
	3 介護認定審査会費	77,498
2 保険給付費		8,691,737
	1 介護サービス等諸費	8,176,170
	2 その他諸費	9,024
	3 高額介護サービス等費	170,314
	4 特定入所者介護サービス等費	306,838
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,391
3 地域支援事業		413,563
	1 介護予防事業	17,605
	2 包括的支援事業・任意事業費	88,492
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	305,835
	4 その他諸費	1,631
4 介護サービス事業費		10,941
	1 介護予防支援事業	10,941
5 基金積立金		977
	1 基金積立金	977
6 公債費		100
	1 公債費	100
7 諸支出金		1,002
	1 償還金及び還付加算金	1,002
8 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		9,215,417

議案第35号

平成30年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

平成30年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表」 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,322
	1 財産運用収入	1,322
2 繰入金		0
	1 基金繰入金	0
3 繰越金		820
	1 繰越金	820
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,143

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,028
	1 総務管理費	1,028
2 事業費		907
	1 林業費	907
3 予備費		208
	1 予備費	208
歳 出	合 計	2,143

議案第36号

平成30年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

平成30年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ951千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表」 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		95
	1 財産運用収入	95
	2 財産売却収入	0
2 繰入金		450
	1 基金繰入金	450
3 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
4 繰越金		405
	1 繰越金	405
歳 入	合 計	951

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		790
	1 総務管理費	790
2 事業費		27
	1 林業費	27
3 予備費		134
	1 予備費	134
歳 出	合 計	951

議案第37号

平成30年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算

平成30年度安曇野市の有明山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ953千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表」 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		243
	1 分担金	243
2 財産収入		54
	1 財産運用収入	54
3 繰入金		200
	1 基金繰入金	200
4 繰越金		456
	1 繰越金	456
歳入合計		953

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		782
	1 総務管理費	782
2 予備費		171
	1 予備費	171
歳 出 合 計		953

議案第38号

平成30年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

平成30年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めると
による。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ771千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表」 歳入
歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		319
	1 分担金	319
2 財産収入		7
	1 財産運用収入	7
3 繰入金		0
	1 基金繰入金	0
4 繰越金		445
	1 繰越金	445
歳 入 合 計		771

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		613
	1 総務管理費	613
2 予備費		158
	1 予備費	158
歳 出 合 計		771

議案第39号

平成30年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

平成30年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表」 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		305
	1 分担金	305
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰入金		150
	1 基金繰入金	150
4 繰越金		475
	1 繰越金	475
歳 入 合 計		935

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		832
	1 総務管理費	832
2 予備費		103
	1 予備費	103
歳 出 合 計		935

議案第40号

平成30年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

平成30年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		0
	1 財産売払収入	0
2 繰入金		1,152
	1 他会計繰入金	1,152
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,153

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 産業団地事業費		1,153
	1 産業団地事業費	1,153
歳 出	合 計	1,153

議案第41号

平成30年度 安曇野市観光宿泊施設特別会計予算

平成30年度安曇野市の観光宿泊施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,786千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		17,165
	1 他会計繰入金	17,165
2 諸収入		3,620
	1 雑入	3,620
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		20,786

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 観光宿泊施設事業費		20,786
	1 観光宿泊施設事業費	20,786
歳 出	合 計	20,786

平成30年度安曇野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	39,800	戸
(2)	年間総給水量	9,673,000	m ³
(3)	一日平均給水量	26,501	m ³
(4)	主な建設改良事業		
	既存管路(老朽管)布設替工事	232,400	千円
	主要管路整備導・配水管布設替工事	241,247	千円
	施設(機械・外構等)更新工事	102,753	千円
	豊科・明科地域整備事業	530,939	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,323,907 千円
第1項 営業収益		2,041,807 千円
第2項 営業外収益		280,400 千円
第3項 特別利益		1,700 千円

	支	出
第1款 水道事業費用		1,879,690 千円
第1項 営業費用		1,706,162 千円
第2項 営業外費用		163,528 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,398,116千円は過年度分損益勘定留保資金488,532千円、当年度分損益勘定留保資金367,142千円、建設改良積立金450,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,442千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		516,198 千円
第1項 企業債		169,000 千円
第2項 負担金		63,137 千円
第3項 補助金		28,861 千円
第4項 出資金		255,200 千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,914,314 千円
第1項 建設改良費		1,341,464 千円
第2項 企業債償還金		572,850 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業債	169,000	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(継続費)

第6条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	主要管路耐震化事業	362,462	平成30年度	181,231
				平成31年度	181,231

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 139,409 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成30年度 安曇野市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	30,000	戸
(2) 年間総汚水量	8,337,000	m ³
(3) 一日平均汚水量	22,841	m ³
(4) 主な建設改良事業		
下水道整備事業（路面復旧）	98,200	千円
犀川安曇野流域下水道事業（負担金）	91,154	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,449,012 千円
第1項 営 業 収 益	1,750,390 千円
第2項 営 業 外 収 益	2,698,622 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,786,869 千円
第1項 営 業 費 用	3,094,798 千円
第2項 営 業 外 費 用	690,071 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,637,382千円は、過年度分損益勘定留保資金119,779千円、当年度分損益勘定留保資金927,693千円、減債積立金584,700千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,210千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	811,229 千円
第1項 企 業 債	505,600 千円
第2項 負 担 金	305,629 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,448,611 千円
第1項 建 設 改 良 費	199,041 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,249,570 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	505,600	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 78,460 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘